

困
つ
た
な
あ

に答へます

佐々木知子の 法律相談



佐々木 知子
さ さ き とも こ

弁護士
帝京大学法学部教授

貸家を取り壊したいのですが、住人に退去してもらえません。

自宅隣にある貸家のことで
ご相談させてください。

この貸家は、亡父がもう50年ほど前のこと、空いている隣地（約50坪）の活用を知り合いに勧められて、約6坪2階建ての木造一軒家を5軒建てたものです。もう古く、地震でもあつたらず危ないと市から指摘されていて、取り壊したいのです。

4軒はすでに退去済みで空き家になつてゐるのですが、残り1軒が言うことを聞いてくれません。建築当初からの賃借人だつた男性が結婚後もずっと住み続け、その方は亡くなつて奥さまだけになつてゐたのですが、退去をいくら求めて、「私は

それはずいぶんお困りでしょ
うね。お察しします。実際のところ、この種のご相談が一番厄介と言つても過言ではありません。

保護されているので、本当に大家さんは大変だとがねがね思っています。失礼ですが、5軒合わせても一番多い時で月20万円（年240万円）の収入に対し、建築費はもちろん、固定資産税や修繕費その他何かとかかります。契約は基本的に自動更新なので、退去してもらうためには、更新拒絶の通知を、終了期限の6カ月前までに出さなければなりませんが、それはもちろんもう出されているのですよね？誰か中に立ってくれる人がいれ

This photograph shows a two-story wooden house with a weathered appearance. The upper portion of the house is made of vertical wooden siding that is significantly faded and peeling, particularly in shades of blue and grey. The lower portion is a solid grey concrete wall. A small, rectangular utility box is attached to the concrete base. The house features a gabled roof with a prominent overhang on the second floor. In the foreground, there is a dense growth of green plants and grass. The overall condition of the house suggests it is old and possibly abandoned or under-maintained.

ば良いのですが、いないのですよね？　とすると、本当に面倒なことですが、裁判所に調停なります。ご相談者としては地震で倒壊する恐れとともに、立ち退き料を提示して裁判所に退去を認めてもらうことになります。

立ち退き料の目安ですが、引っ越し代および次に借りる所の

次の住居ですが、市は生活保護（住宅扶助）も扱っているの

月刊号から PROFILE 写真が替わり、驚かれた方もいらっしゃるのでないでしょうか。実はカラーをやめて、グレイヘアに! そして、さらに短くベリーショートにイメチェンしました。もともとは美容師の勧めでしたが、グレイヘアにしてからはカラーをする必要がないし、生え際を気にしなくてよいので、とてもラクになりました。これからも、ありのままの自分で…。読者の皆さま、引き続き、よろしくお願いいたします。

紹介があると思うので、相談されてはいかがでしようか？ 余計なお世話！と言われそうですが、少しでも前に進んでいかねばいけませんものね。

大変でしょうが、うまくいくよう祈っています。

夫とここで子供を育てた。70歳になつて帰る所も行く所もない地震で倒壊するなら死ぬだけだ。死ぬまでここにいる」と言い張ります。最近では、いったん出て行つた息子まで戻つてきて、テコでも動かないという感じです。

賃料は当初月2万5000円だったのを徐々に値上げして、20年前から月4万円です。年金暮らしにはきついと思うのですが、なんとか払つてはくれてい

とにかく、隣人なので嫌でも顔を合わせるし、本当に毎日がストレスで、寝られないほどです。立ち退き料のことは聞いていて、もちろんある程度は払うつもりですが、問題はおそらく、次に住む所がない、という切実なことなのだろうと 思います。そんな所まで見つけてやらないと出て行つてもらえないのです。本当に困っています。

A 裁判所に調停や裁判を起こす
必要があると思います。